

政府間合同経済委員会の設置に関する日本国政府とアルジェリア民主人民共和国政府との間の協定

日本国政府及びアルジェリア民主人民共和国政府（以下「両締約国政府」と総称し、個別に「締約国政府」という。）は、

二国間関係が良好に発展すること及びそれぞれの政府機関が効果的かつ持続可能な方法により両国間の経済協力を促進するよう奨励することを考慮し、

両国間の経済協力を奨励するための制度上の仕組みを設けることについての相互の利益を考慮し、

両国間の友好を一層強化し、並びに持続可能性、衡平及び互惠の原則に基づいて両国の経済関係の発展及び多様化に寄与する意思を有し、

両国の経済が両国の企業にもたらす機会を考慮し、

国際経済関係の発展について責任を有する各国の政府機関の間で経済対話、調整及び定期的な情報交換に係る経路を構築する必要性を認識し、

それぞれの国の法令に従って、

次のとおり協定した。

第一条 政府間合同経済委員会の設置

両締約国政府は、政府間合同経済委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第二条 目的

委員会の目的には、次のことを含む。

- (a) 経済関係及び貿易関係を強化しかつ多様化し、委員会が特定する分野における投資及び産業上の連携を促進し、並びにアルジェリア民主人民共和国がビジネス環境を改善するために行う取組を支援するため戦略を策定すること。
- (b) 二国間の経済関係に関する分析及び定期的な評価を提供すること並びに両国の関係を強化するための共同行動に係る提案を作成すること。
- (c) 両国間の経済協力に基づいて行われる計画の進捗状況を監視し、及び評価すること。
- (d) 両国の企業の業績を向上させるため、当該企業の間関係を促進し、及び当該企業を支援する方法

について、特に、当該企業が有する専門知識及び経験の交換の観点から討議すること。

- (e) 中小企業を含む両国の企業に対して連携を発展させるよう奨励すること。
- (f) 両国が参加している国際的な経済組織に関連する問題について対話及び協議を行うこと。
- (g) この協定の実施について、特に、両国間における経済上、商業上、金融上及び技術上の協力に関する分野において見直しを行うこと。
- (h) 勧告（特に両国間の経済関係を向上させ得る提案を含むもの）を行うこと。
- (i) 高いレベルの政府間の会合の経済的な側面について準備すること。

第三条 委員会の構成

- 1 委員会は、両締約国政府の高いレベルの政府の代表者を共同議長とする。
- 2 委員会には、各締約国政府の関連する政府機関の代表者を含める。
- 3 委員会は、特定の問題を扱う小委員会又は作業部会を設置することができる。
- 4 両締約国政府は、必要な場合には、それぞれの国の専門家及び企業の代表者を招請することができる。

第四条 委員会の運営

- 1 委員会は、両締約国政府の決定する日に、日本国及びアルジェリア民主人民共和国において原則として交互に会合する。会合の場所及び議題は、外交上の経路を通じて協議されるものとし、相互の同意により決定される。委員会の議事録は、両締約国政府により相互の同意に基づき署名されるものとする。
- 2 各締約国政府は、その代表団の渡航及び滞在に関連する費用を負担する。
- 3 2の規定が適用される場合を除くほか、委員会、小委員会及び作業部会の会合の開催に関連する費用については、招請国がその予算に従って負担する。

第五条 紛争解決

- 1 この協定の解釈又は実施から生ずるいかなる紛争も、外交上の経路を通じた両締約国政府間の交渉及び協議によって友好的に解決する。
- 2 この協定のいかなる規定も、各締約国政府が締結している国際協定に基づく当該締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 3 この協定は、それぞれの国の法令に従って実施される。

第六条 効力発生及び有効期間

1 この協定は、その効力発生のために必要な国内法上の手続が完了した旨をいずれかの締約国政府が外交上の経路を通じて書面により通告した日のうち遅い方の通告の受領の日の後三十日で効力を生ずる。

2 この協定は、第八条の規定に基づいて終了しない限り、無期限に効力を有する。

第七条 改正

この協定は、外交上の経路を通じて行われる両締約国政府間の書面による合意により改正することができ、その改正は、この協定の効力発生の手続と同一の手続により効力を生ずる。

第八条 終了

この協定は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し、終了を予定する日の六箇月前までに書面により通告することによって、いつでも終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年七月二十七日にアルジェで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二

通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

アルジェリア駐箚日本国特命全権大使

河野 章

アルジェリア民主人民共和国政府のために

外務・在外自国民コミュニテイ省

事務次官代行

ヌールエディン・ハンドウデイ